

山運整第 35 号の2
令和 7 年 4 月 28 日

管内貨物自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

トラックの法令順守の徹底について

標記について、自動車技術安全部長より別添のとおり通知がありましたので、輸送の安全確保に努めていただくようお願いします。

東自保第 11 号
令和 7 年 4 月 24 日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

トラックの法令遵守の徹底について

標記について、令和 7 年 4 月 23 日付け国自安第 14 号の 2 により、物流・自動車局安全政策課長から別紙のとおり通達があったので了知するとともに、改めて下記について管内関係事業者に対し周知徹底願います。

記

1. 事業者は、輸送の安全確保を再確認し、安全確保の原点に立った適正な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。
 - (1) 運行管理者もしくは補助者又は貨物軽自動車安全管理者（以下、運行管理者等という。）は、アルコール検査の実施等、法令に定められた点呼を確実に実施すること。
 - (2) 事業者は、輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識し、貨物自動車運送事業法関係法令に定められた規定を確実に遵守するよう、運行管理者等を指導監督すること。